

会 議 録

会 議 名	令和7年度 第2回 目黒区環境審議会
日 時	令和8年1月22日(木) 午後6時30分～午後8時00分
会 場	目黒区総合庁舎本館1階 E会議室
出 席 者	<p>委員) 前田委員、成田委員、湯淺委員、岸委員、山村委員、関委員、後藤委員、坂本委員、田口委員、佐久間委員、藤原委員、原委員、上山委員、有我委員、高瀬委員、浅沼委員、郡司委員</p> <p>合計 17名</p> <p>区職員) 環境清掃部長、環境保全課長、清掃リサイクル課長、清掃事務所長、環境計画係長、環境計画係主査、温暖化対策係長、公害対策係長</p> <p>合計 8名</p> <p>東京二十三区清掃一部事務組合職員) 建設部推進担当課長、計画係長、計画担当係長</p> <p>合計 3名</p>
傍 聴 者	0名
配 付 資 料	<p>(事前送付)</p> <p>資料1 目黒清掃工場建替事業 事後調査結果(工事完了後)の概要について</p> <p>参考資料1 令和7年度第1回目黒区環境審議会会議録</p> <p>参考資料2 2025めぐろの環境(令和7年度版環境報告書)概要版</p> <p>参考資料3 目黒区・角田市・島田生産森林組合における森林整備及び環境交流・環境学習等の実施について</p> <p>参考資料4 令和7年度目黒区エコ・チャレンジ顕彰の被顕彰者について</p> <p>参考資料5 目黒区指定喫煙所の指定等について</p> <p>(机上配布)</p> <p>資料番号なし 次第</p> <p>資料番号なし 目黒区環境審議会委員名簿・座席表</p> <p>資料番号なし 本日の議事についてのご意見</p> <p>資料2 落書きのない目黒区を目指して</p> <p>参考資料2 2025めぐろの環境(令和7年度版環境報告書)概要版【冊子】</p>
会 議 次 第	<p>1 開 会</p> <p>2 議 題 (情報提供)</p> <p>(1) 目黒清掃工場建替事業 事後調査結果(工事完了後)の概要について</p> <p>(2) 令和7年度第1回環境審議会を踏まえた区の対応について</p> <p>(審議事項)</p> <p>(3) 落書きのない目黒区を目指して</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉 会</p>

<p>会議の結果 及び 主要な発言</p>	<p>1 開会</p> <p>(1) 出席者数及び定足数の確認</p> <p>(2) 会議公開の取扱いの確認</p> <p>(3) 傍聴希望者の確認</p> <p>(4) 配布資料の確認</p> <p>(5) 連絡事項（進行方法等）</p> <p>2 議題</p> <p>（情報提供）</p> <p>(1) 目黒清掃工場建替事業 事後調査結果（工事完了後）の概要について</p> <p>○東京二十三区清掃一部事務組合</p> <p>（資料1に基づき説明を行った。）</p> <p>○会長</p> <p>気づいた点や質問があれば発言をお願いしたい。</p> <p>○委員</p> <p>二酸化窒素と騒音の調査で、測定方法と測定器具を教えてください。</p> <p>○東京二十三区清掃一部事務組合</p> <p>二酸化窒素は、オゾンを用いた化学発光法により測定した。騒音は、騒音計を設置して測定した。</p> <p>○委員</p> <p>環境基準を上回るデータが出た場合、複数回測定し平均値で判断するなどの対応を行っていないのか。他地点を含めても全体として基準超過となった理解で良いか。</p> <p>○東京二十三区清掃一部事務組合</p> <p>騒音の調査6地点のうち暗騒音の影響が大きい1地点では再測定を実施した。目黒清掃工場の周辺は用途地域により基準値が異なる。緩衝緑地から田道小学校側は第2種区域で、より厳しい基準が設定されており、その地点で基準値超過となった。</p> <p>○委員</p> <p>気象条件や時間帯により測定値が変動するが、平均的な時間帯で実施したのか、あるいは高い値が出やすい時間帯で選定したのか。測定方法を工夫すれば、基準を下回るデータの取得も可能であったのではないかと考えられるため、値そのものではなく測定方法を確認したい。</p> <p>○東京二十三区清掃一部事務組合</p> <p>測定は24時間連続で実施し、深夜の時間帯では基準を満たす結果が得られた。</p> <p>○委員</p> <p>今回は工事完了後の事後調査との説明だったが、今後も同様の調査を継続するの</p>
-------------------------------	--

か。今後の環境調査は別の仕組みで実施されるのか確認したい。

○東京二十三区清掃一部事務組合

今回の報告は「環境影響評価手続の事後調査」で、この形式の調査は今回のみ。工場稼働中のため、環境測定は継続的に実施している。測定結果は近隣住民代表や目黒区などで構成する運営協議会で報告し、ホームページでも公開している。

○委員

一部データが基準超過している点は懸念がある。運営協議会において、近隣住民がどう感じているかを丁寧に把握し、取れる対策を検討してほしい。

○東京二十三区清掃一部事務組合

1月27日に開催する運営協議会で、今回の内容も報告する。住民からの意見はしっかり受け止め、適切に対応していく。

○会長

他に意見がないため、ここで東京二十三区清掃一部事務組合の皆さんには、退出いただく。

(東京二十三区清掃一部事務組合退出)

(2) 令和7年度第1回環境審議会での質疑を踏まえて改善した区の実施について

○会長

次第に戻り、2議題(2)の情報提供について、事務局から説明をお願いしたい。

○事務局

「太陽光パネルの廃棄方法」について、区公式ウェブサイトで産業廃棄物であることや販売店・メーカーへの相談が必要である旨を周知し、東京都の関連ページへのリンクも掲載したほか、令和8年度の再エネ・省エネ設備設置費助成事業のパンフレットにも廃棄方法を掲載する予定である。

○事務局

「光化学スモッグ注意報等の発令時における疾患を有する方への周知」について、SNSによる周知方法の認知度向上を図るため、呼吸器疾患等を有する方向けのリーフレットを作成し対象者へ郵送する予定であり、保健所等と連携して健康被害の発生防止対策を推進していく。

○会長

前回の審議会で議論した内容が、そのまま区の対応方針として反映されていることを確認した。この2点について、ご意見ご質問等があれば発言をお願いしたい。

○委員

前回の審議会では、個人が小口で産業廃棄物処理を依頼すると高額になるため、区が個人分の太陽光パネル廃棄を取りまとめ、費用は按分し個人が負担するが、一

括処理する仕組みができないのかと質問したが、区はどう考えているか。

○事務局

太陽光パネルの廃棄は事業者へ依頼するよう東京都も案内している。区が個人分を取りまとめる案は、課題が多く現状では難しい。

○委員

実現に向け努力していくような、前向きなご回答はできないのか。

○事務局

国でも太陽光パネルの廃棄について検討しているが、区市町村には一般廃棄物の処理義務はあるが、産業廃棄物の処理義務がない。負担軽減の必要性は理解しているが、現時点で区が集約して処理することは難しいことを理解いただきたい。

○委員

すぐに実現は求めてないが、東京都へ要望するなど改善に向けた取り組みを進めてほしい。

○会長

区ができること、都でやること、国でやること色々あるが、ここで委員の皆さんの意見を聞き、それぞれできることを努力していくのは大事なことで、この議論は大変重要である。

(審議提供)

(3) 落書きのない目黒区を目指して

○会長

次第に戻り、2 議題(3)の審議事項について事務局から説明をお願いしたい。

○事務局

(資料 2 に基づき説明を行った。)

○会長

ご意見をご質問等ありましたらお願いしたい。

○委員

落書き対策を「予防」と「すぐ消す対処」で進めている点を評価する。落書きは犯罪であるが、若年層のいたずらや承認欲求、嫌がらせなど加害者の類型により対策が変わるのではないか。区は落書きをする人の特徴を把握しているか。

○事務局

区で落書き現場を直接目撃することはなく、特徴を把握できていない。区民からの相談や他区の状況を踏まえると、承認欲求目的や若年層の行動など複数パターンが存在する。近隣区や警察とも連携し、最新の傾向の把握と対策の検討を継続する。

○委員

承認欲求による落書きへの対策の検討について、具体的な進め方を聞きたい。将来的には落書き可能なスペースの提供も検討してほしい。

○事務局

落書き行為は多様で実態把握が難しいため、警察とも連携し検討を継続していく。過去に区の施設で、解体前にアートを展示した例がある。適切な場所でのアート実施の可能性は検討する。

○委員

落書きには種類があり、外国語や記号、シール貼りなど多様化している。電車の線路の壁などの立ち入れない場所にも増えている。書かせない対策が重要で、落書きが犯罪との周知が広がれば、かなり被害が減るのではないかと。発生場所の特定や23区で連携した対策を進めてほしい。

○事務局

目黒区での落書きの傾向は、渋谷区側に多く、区全域には発生していない。目黒区の犯罪件数は23区中一番少ない。複数の区民から通報があれば、警察も動きやすくなるため、地域一体での取り組みが重要である。落書きはアート傾向のものも増え、外国人関与も可能性として否定できないが、書かせないための周知強化が重要であり、効果的な対策を考えたい。

○委員。

商店街でも落書きが増加している。防犯カメラはあるが、落書き行為の目撃はない。落書きはアートでなく、意味が分からないものが多い。

○事務局

区も落書き現場の目撃はなく、手口が巧妙化している。区として周知・啓発を徹底し、補助も行っていくが、落書きを許さないまちをつくるために、地域から警察への通報など、地域との協力が不可欠である。

○委員。

アンケートの検討結果で、防犯カメラの導入が消極的に見える。防犯カメラは既に多く設置され、抵抗が少なくなっている。落書きは犯罪であり、防犯カメラの設置をもっと前向きに検討すべき。

○事務局

防犯カメラの犯罪抑止力は高いが、個人情報や設置許可などの課題がある。区内全域の設置は難しいため、地域合意を得ながら効果的な設置を検討していく必要がある。また、近隣区とも情報共有しており、効果的な落書き対策を模索している。

○委員

菅刈小学校150周年で、地域と学校とが協力した落書き抑止のための壁アートの取り組みを紹介する。昨年6月から3か月かけて取り組み、大変な作業だったが、

この取組後は落書きされなくなった。壁アートは継続して地域で維持管理していく。

○事務局

壁アートの取り組みは、区公式ウェブサイトで紹介している。明日の落書き消去イベントも高校生によるアートに取り組む予定で、落書きされにくい環境づくりとして、アートの活用を進めたい。

○委員

落書き被害の多い対象物は何か。公共物・私有地への対応の違いは。スーパーズの活動範囲は。渋谷区で貸出している落書き消去用電動機材の有効性は。子どもの落書き消去活動への安全面はどうなっているか。

○事務局

落書き被害は公共物が中心。私有地は原則所有者対応だが、許可を得れば対応は可能である。スーパーズは地域のボランティア活動団体で、区は用具貸与で支援している。落書き消去用電動機材は、渋谷区の利用状況を確認して検討したい。子どもの参加時は必ず大人が周囲の安全管理を行い、薬剤の扱いにも注意している。

○委員

公共物へのコーティング塗装について確認したい。

○事務局

区有施設ではコーティング塗装を実施していないが、落書き消去後に「落書きは犯罪です」のシートを掲示することで、落書きの抑止効果がある。

○委員

アートに落書き被害の有無及びアートの落書き抑止効果を伺う。また、落書き防止啓発シートは、文言の種類を複数にして効果的にしたらどうか。

○事務局

アートへの落書きは少数ながら実例はあり、迅速に消去し被害拡大を防止している。また、啓発シートは複数パターンを来年度に向け検討中である。

○委員

ダミーの防犯カメラを活用する可能性はあるか。

○事務局

ダミーの防犯カメラは見抜かれるため効果が薄く、現在は検討していない。

○委員

動物を観察する電池式の暗視カメラの活用を提案したい。

○事務局

他区の事例を含め調査し、活用可能性を検討したい。

○会長

議論は尽きないが、まだ意見や質問がある方は、本日の議事についてのご意見として提出いただきたい。

○会長

それでは、次第に戻り3その他について、事務局から何かあればお願いしたい。

○事務局

1点目は、参考資料の補足説明で、参考資料1は昨年8月に開催した第1回審議会の会議録であり、区公式ウェブサイトで公開しており、随時閲覧が可能である。参考資料2「2025 めぐろの環境（概要版）」も、本編とあわせて区公式ウェブサイトで公開している。参考資料3～5は、第1回環境審議会以降に都市環境委員会へ報告した内容を整理したものである。

2点目は、次回の開催に関して、本日が今年度最後の開催であるが、来年度については、施策の進行状況に応じて年2回程度の開催を予定している。開催日程や、審議いただきたいテーマ等が固まり次第、連絡する。

#### 4 閉会

○会長

本日の議事について意見や質問があれば、1月30日（金）までに事務局へ提出していただきたい。

以上で令和7年度第2回目黒区環境審議会を閉会する。

以 上